

健全化判断比率及び資金不足比率審査（令和 6 年度分）実施計画

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき審査に付される令和 6 年度決算に係る数値等を基に算定された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びに同法第 22 条第 1 項の規定に基づき審査に付される令和 6 年度決算に係る数値等を基に算定された資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類について、以下のとおり審査を実施する。

1 審査の目的

愛知県監査委員監査基準第 2 条第 1 項第 7 号に規定する「健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか」について審査することを目的とする。

2 審査の項目

健全化判断比率	実質赤字比率
	連結実質赤字比率
	実質公債費比率
	将来負担比率
資金不足比率	

3 審査日程

原則として、審査に付された日から 8 月までに実施する。

4 審査実施方法

（1）事務局職員による審査

事務局職員は、知事から提出された令和 6 年度決算に係る数値等を基に算定された健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類について、その内容を聴取するなどの方法により審査する。

（2）監査委員による審査

監査委員は、知事から提出された令和 6 年度決算に係る数値等を基に算定された健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類について、必要に応じてその内容を聴取するなどの方法により審査し、委員協議会において審査意見書を決定する。

5 審査の主な着眼点

審査に当たっては、主として次の点に留意し実施する。

（1）健全化判断比率及び資金不足比率の算出過程に誤りはないか。

（2）算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合し、かつ、正確であるか。

6 審査意見書の提出

健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見書は、審査終了後、速やかに知事へ提出する。

7 委任

その他審査の実施に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。